

函 市 国

令和 7 年 (2025 年) 9 月 3 0 日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

督促状の誤配による個人情報の漏えいについて

(市民部国保年金課)

督促状の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和7年9月19日(金)付けで郵送した保険料に係る督促状について、別人あての督促状が届いたとして、以下のとおり、配達先の市民から国保年金課収納担当に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

また、以下のとおり、督促状を回収した際、督促状が開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

・事案1

令和7年9月22日（月）に電話連絡があり、同日、督促状を回収

・事案2

令和7年9月25日（木）に電話連絡があり、9月26日（金）、督促状を回収

（1）個人情報that漏えいした督促状の件数

事案1，事案2ともに各1件(対象者各1名)

（2）督促状に記載の個人情報

住所、氏名、未納となっている保険料の種類および額

2 原 因

対象者と誤配先の住所が同一の番地であり、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

市担当職員と郵便事業者職員が対象者宅を訪問し、郵便事業者職員から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、市担当職員からは再発行した督促状を手渡した。

また、郵便事業者に対して、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、改めて個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、細心の注意を払うよう求めた。